

様式第 1 0 号（第 1 3 条第 2 項関係）

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金実績明細書

世帯員（全員）			
（ 年 月～ 月分実施分）			
月	コミュニティ支援型ごみ出し支援の実施日	月計（回）	
月			
月			
月			
		総計 （回）	
上記の記載事項に相違がないことを証明します。 年 月 日 団体名 _____ （登録番号） _____ 代表者名 _____			

（令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 2 3 号

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰が市民生活に重大な影響を与えていることを踏まえ、住まいの断熱対策により省エネ効果を高めることで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅（健幸エコハウス）の普及や物価高騰の影響を受ける市民の生活を安定させることを目的とし、予算の範囲内において、家庭

におけるエネルギー費用の負担軽減を目的として購入された遮熱カーテンの購入に要した費用等の一部に対し、草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) エネルギー費用の負担軽減を目的として遮熱カーテンを購入し、自ら居住する市内にある住宅に設置する者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費等）

第 3 条 補助金の対象となる経費は、遮熱カーテンを販売業者から購入した経費とし、1 世帯あたり 1 回を限度とする。

2 補助対象となる遮熱カーテンは、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品）であること。
- (2) 遮熱効果を示すマーク等が付いたものであること。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日までの間に購入し、設置するものであること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、1 世帯あたり 2 万円を限度とし、1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和 8 年 1 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入額、購入日および購入者が分かる領収書

(2) 購入したカーテンに遮熱効果を示すマーク等が付いていることを示す資料

(3) 購入した遮熱カーテンを設置したことが分かる資料

(4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）

(5) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の交付等の決定）

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第 6 条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定の通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。
（補助金の実績報告）

第 7 条 補助金の実績報告は、規則第 1 3 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の交付決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。
（補助金の額の確定通知）

第 8 条 規則第 1 4 条に規定する補助金等の額の確定通知は、第 6 条第 1 項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。
（補助金の交付請求）

第 9 条 補助金の交付請求は、規則第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、第 8 条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。
（補助金の取消し等）

第 1 0 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の手続により不正に補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

(フリガナ)
申請者 氏 名

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、実績の報告をします。
なお、申請のとおり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

1 申請者情報

フリガナ		電話番号	— —
名前	印		
住所	〒 —		
	草津市		

2 交付申請額・交付請求額

(税抜価格を記入)	購入金額 (円) ※ 1 0 0 円未満は切捨	交付上限額
合計	① 円	② 2 0 , 0 0 0 円
交付申請額 交付請求額	(①、②のいずれか低い額) 円	

(注) クーポン券等で割引された額、消費税および地方消費税は、補助金申請の対象外です。税抜・値引き後の金額を記載してください。税込金額しかわからない場合は、「税込金額÷1.1」にて税抜金額を計算してください。

3 補助対象製品

製品名	製造メーカー	購入店舗名	購入日	設置日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

(裏面へ)

4 補助金申請の同意・誓約事項

内 容	同意・誓約欄
(1) 補助対象機器は、市内の住居に設置し、新品で未使用のものである。	☐
(2) 申請者および同一世帯人について、過去にこの補助金の交付を受けていない。	☐
(3) 市が補助事業の適正な実施のため設置確認等の調査の申し出があった場合は、協力する。	☐
(4) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部または一部の取消しがなされた場合は、速やかに返還する。	☐
(5) 補助金の交付事務に必要な内容に関し、以下の情報閲覧に同意する。	
ア 住民基本台帳	☐

5 補助金の振込先口座

※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載（通帳見開きページの下部に記載）	
金融機関	
本支店名	
預貯金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください
本人口座番号	
本人口座名義（カタカナ）	

6 添付資料

- ・ 購入額、購入日および購入者が分かる領収書
- ・ 購入したカーテンに遮熱効果を示すマーク等が付いていることを示す資料
- ・ 購入した遮熱カーテンを設置したことが分かる資料
- ・ 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）

第 年 月 号 日

様

草津市長

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金については、草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

交付決定額 円

額の確定額 円

様式第 3 号（第 6 条第 2 項関係）

第 年 月 号 日

様

草津市長

草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

（令和 7 年 6 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 2 2 4 号

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱（趣旨）

第 1 条 この要綱は、草津市気候非常事態宣言（令和 3 年 1 2 月 1 7 日宣言）を機に、草津市（以下「市」という。）が進めるゼロカーボンシティに向けた取組を具体的に定めた、第 5 次草津市地球冷やしたいプロジェクトに基づき、再生可能エネルギーの拡大とエネルギーの地産地消を推進することで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅（健幸エコハウス）の普及や住宅用太陽光発電導入目標の達成に資することを目的とし、予算の範囲内において、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、アンペアブレーカーおよび漏電遮断器等が組み込まれた分電盤、計測・表示装置ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化されたシステムをいう。

(2) 蓄電池 蓄電池、パワーコンディショナおよび連系盤ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化された電気を蓄えることができるシステムをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、個人用既存住宅に住宅用太陽光発電システムおよび蓄電池を設置する事業のうち、別表に定める補助要件および次の各号のいずれにも該当する設備（以下「対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、補助対象外とする。
- (4) 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。

2 前項の既存住宅については、対象設備を設置する建物の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) 自ら居住する市内にある住宅（賃貸住宅および集合住宅を除く。）に設置する者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 環境省の専用ソフトを用いて各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策の提案が受けられる「うちエコ診断」により導入効果を把握し、更なる取組に繋げることが期待できる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に

規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第 5 条 補助金の対象となる経費は、対象設備の設置および導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、1 件の補助対象事業に対し 1 回限り交付するものとする。

4 補助金は、1 人の補助対象者に対し 1 回限り交付するものとする。

(補助金の交付条件)

第 6 条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和 8 年 3 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および蓄電池の本体価格がわかるもの）
- (2) 対象設備の設置に係る契約書の写しまたは設置工事着工日がわかる書類
- (3) 対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- (5) 「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付等の決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する書類の審査および第 1 5 条に規定する現地調査等により、補助金を交

付すべきと認めたときは、規則第 6 条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助金の実績報告は、規則第 1 3 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の交付の決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 1 0 条 規則第 1 4 条に規定する補助金等の額の確定通知は、第 8 条第 1 項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第 1 1 条 補助金の交付請求は、規則第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 0 条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（工事日および購入日）

第 1 2 条 対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和 7 年 4 月 1 日以降でなければならない。

- 2 対象設備の設置工事完了日は、令和 8 年 1 月 3 1 日以前でなければならない。

（申請の取下げ）

第 1 3 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定を受けた日から起算して 1 5 日以内とし、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金における交付申請の取下げ届出書（別記様式第 4 号）を市に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の手続により不正に補助金の交付の決定を受けたとき。
(2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助

金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

（現地調査等）

第 1 5 条 市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助対象者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

（手続代行者）

第 1 6 条 補助対象者は、補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。

- 2 前項の規定により手続を委任する場合、手続を委任された者（以下「手続代行者」という。）は、補助金交付申請書において手続代行者に係る情報を記載しなければならない。

3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に従って取り扱うものとする。

- 4 市長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第 1 7 条 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助対象者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

（データ等の提供）

第 1 8 条 市長は、第 1 条の規定による目的に必要な範囲において、補助対象者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

- 2 補助対象者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

設備名	補助率等	補助要件
住宅用太陽光発電システム	3. 5 万円／kW 上限 1 5 万円	1 太陽電池モジュールの公称最大出力が 2 kW 以上、1 0 kW 未満（増設の場合においては、増設分が 2 kW 以上、既設分との合計が 1 0 kW 未満）のシステムであること。 2 蓄電池と併せて設置すること。
蓄電池	7. 7 5 万円／kWh×1／3 （蓄電池価格の 1／3 以内） 上限 1 5 万円	1 住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できること。 2 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じていること。 3 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が 1 kWh 以上かつ定格出力が 5 0 0 W 以上であること。 4 既存の住宅用太陽光発電システムと接続する、または同システムと併せて設置すること。

別記
様式第 1 号（第 7 条関係）

草津市長 宛

年 月 日

住 所 〒

(フリガナ)
申請者 氏 名 印

草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）

草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。
また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。
なお、申請のとおり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が 取れる番号を記載してください)		(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
手続代行者 (手続きを代行している場合 は記入してください)		住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)
設置場所	▼住民票と同じ表記にしてください。 草津市	
交付申請額 交付請求額	円	

(裏面へ)

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)	
	金融機関名	
	本店名	
	預貯金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
	本人口座名義	(※カタカナで記入)

工事日 および 購入日	対象設備の種類	契約日もしくは工事着工日	工事完了日
	住宅用太陽光 発電システム	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	蓄電池	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和 7 年 4 月 1 日 以降であること。 ※対象設備の設置工事完了日が令和 8 年 1 月 3 1 日以前であること。			
施工者	住宅用太陽光発電システム		
	施 工 者 _____		
	施工者住所 _____ 滋賀県		
	蓄電池		
	施 工 者 _____		
	施工者住所 _____ 滋賀県		
※対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。			

< 添付資料 >

- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し
（品名、品番、出力、容量および蓄電池の本体価格がわかるもの）
- ・対象設備の設置に係る契約書の写しまたは設置工事着工日がわかる書類
- ・対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- ・振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- ・「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料

(別紙へ)

(別紙) 設備要件調査

パワー コンディショナ	製造者	品番・型名	定格出力
			kW

太陽電池 モジュール (新設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
					合計	W

太陽電池 モジュール (既設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
					合計	W

※認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。
※蓄電池と併せて設置すること。

蓄電池		製造者	品番・型名	蓄電容量	蓄電池価格
	1			kWh	円
	2			kWh	円
	3			kWh	円
	合計			kWh	円

※太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。
※JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているものであること。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であること。
※既存の太陽光発電システムと接続する、または太陽光発電システムと併せて設置すること。

様式第2号（第8条第1項関係）

第 年 月 号
日

様

草津市長



草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金については、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

交付決定額 円

額の確定額 円

様式第3号（第8条第2項関係）

第 年 月 号
日

様

草津市長



草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金における交付申請の取下げ届出書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金について、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第13条の規定により、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

取下げの理由

様式第5号（第17条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

☐目的外使用（転用） ☐譲渡 ☐交換 ☐貸付 ☐担保 ☐廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

（令和7年6月1日揭示済み）